### ①寄附受けや他の制度の活用の可能性を確認するための情報提供

○「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律の施行に伴う相続土地国庫帰属手続に関する事務の取扱いについて」(令和5年2月8日付け民二第70号民事局長通達)(第8節抜粋)

### 第8節 関係機関への情報提供

1 承認申請の受付後、申請土地の寄附受けや他の制度の活用(以下「寄附受け等」という。)の可能性について確認することを目的として、国の行政機関及び申請土地が所在する地方公共団体に対し、申請土地に係る情報を提供するものとする。

また、申請土地が所在する法務局等の管轄内にその他の情報提供が有益と考えられる団体(以下、上記の国の行政機関及び申請土地が所在する地方公共団体と併せて「情報提供対象機関」という。)が存在する場合には、当該機関に対しても情報提供をするものとする。

- 2 情報提供の実施に当たっては、情報提供対象機関に情報提供をする旨を承認申請者 に対して説明し、承認申請者の同意を得るものとする。なお、承認申請者が情報提供 対象機関への情報提供を希望しない場合は実施しないものとする。
- 3 情報提供対象機関に対する情報提供は、<別記第5号様式>で実施するものとし、申請土地の所在、地番を記載し、添付書類のうち、「承認申請に係る土地の位置及び範囲を明らかにする図面」(規則第3条第4号)、「承認申請に係る土地の形状を明らかにする写真」(規則第3条第5号)、「申請土地に係る土地と当該土地に隣接する土地との境界点を明らかにする写真」(規則第3条第6号)、管轄法務局の帰属担当者が取得した申請土地の登記事項証明書及び登記所備付地図等の写しを複写した書面を添付するものとする。
- 4 情報提供対象機関に対する確認依頼は、2週間を期限として、<別記第5号様式> により回答を依頼するものとし、情報提供対象機関から寄附受け等の検討に関する連絡があった場合には、承認申請に係る処分を留保するものとする。

なお、期限内に回答がない場合であっても、承認決定までの間に情報提供対象機関から寄附受け等の検討に関する連絡があったときは、承認申請に係る処分を留保するものとする。

5 情報提供対象機関から申請土地の寄附受け等について検討する旨の連絡があった場合は、承認申請者にその旨を連絡するものとする。

なお、寄附受け等に関する調整は承認申請者と寄附受け等を希望する情報提供対象機関との間で直接行うものとし、管轄法務局においては連絡調整以外の具体的な内容に関する調整は実施しないが、情報提供対象機関に対しては、定期的に進捗の確認を行うものとする。

6 複数の情報提供対象機関から寄附受け等について検討する旨の連絡があった場合は、 承認申請者に対し、それぞれの情報提供対象機関について説明した上で調整を行う相 手方の希望を確認し、その結果について寄附受け等を希望する情報提供対象機関に連 絡するものとする。

承認申請者と調整を行う情報提供対象機関が決定した後の対応については、上記 5 と同様とする。 ○「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律の施行に伴う相続土地国庫帰属手続に関する事務の取扱いについて」(令和5年2月8日付け民二第70号民事局長通達)

別記第5号様式(第8節の3、4関係)

日 記 第 号

情報提供対象機関の長 殿

○○(地方)法務局長

0000

相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する申請について 下記1の土地について、相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属の承認 申請書が当局に提出されました。

つきましては、下記1の土地について、貴機関において土地を引き取る可能性や森林経営管理制度などの他の制度を活用する可能性がある場合には、別紙により、下記2の期限までに当局の担当者宛てに御連絡いただきますようお願いいたします。 なお、上記期限後であっても、土地を引き取る可能性や他の制度を活用する可能性が生じた場合には、随時、御連絡ください。

記

1 申請土地の表示等

申請土地の所在地番 : ○○市○○町○○番

承認申請年月日 : 令和〇年〇月〇日

受付番号: 令和〇年第〇号

参考資料

- (1) 承認申請書の添付書類(土地の位置及び範囲を明らかにする図面、土地の形状を明らかにする写真及び隣接する土地との境界点を明らかにする写真)
  - ※ 申請者が認識する土地の範囲を示すものであり、必ずしも筆界と一致するとは限りませんのでご注意ください。
- 「(2) 申請土地の登記事項証明書及び登記所備付地図等の写しを複写したもの。
- 2 回答期限 : 今和○年○月○日
- ※ 回答期限は、発出の日から2週間程度の日とする。
- ※ 余白に、担当者名等を記載すること。

# 回答書

土地の所在地番

申請土地の所在地番 : ○○県○○市○○町○○番

受付番号 : 令和○年第○号

法務局からの照会番号 : 令和○年○月○日日記第○号

※ 太枠の部分に回答を記載してください。

□ 寄附分	受けを希望する。	
□ 寄附受けを検討する。		
<b>*</b> *	検討結果の回答時期を記載してくだる	さい。
[		)
口 以下(	の制度の活用を検討する。	
<b>*</b>	活用を検討する制度及び回答時期を記	記載してください。
[		)
担	提供対象機関名 3当者:〇〇 3絡先:	

※ 寄附受け等を希望・検討する場合には、期限までに回答をお願いします。

## ②審査のための資料提供依頼

○「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律の施行に伴う相続土地国庫帰属手続に関する事務の取扱いについて」(令和5年2月8日付け民二第70号民事局長通達) (第9節抜粋)

#### 第9節 関係機関への資料提供の依頼等

- 1 関係機関に対する資料提供の依頼は、申請土地の所在及び地番を記載した依頼書く別記第6号様式>により行うものとし、当該依頼書と併せて、承認申請書の写し(後記2の①の資料提供の依頼をすることについて、承認申請者の承諾がある場合に限る。)並びに添付書類のうち、「承認申請に係る土地の位置及び範囲を明らかにする図面」(規則第3条第4号)、「承認申請に係る土地の形状を明らかにする写真」(規則第3条第5号)、「承認申請に係る土地と当該土地に隣接する土地との境界点を明らかにする写真」(規則第3条第6号)、管轄法務局の帰属担当者が取得した申請土地の登記事項証明書、登記所備付地図等の写しを複写した書面及び管轄法務局負担の返信用封筒を添付するものとする。
- 2 関係機関に対する資料提供依頼の内容は、次に掲げる事項を対象とするものとし可能な限り文書等による回答及び資料提供を求めるものとする。なお、①の資料の提供を求めるに当たっては、承認申請者の承諾が必要となるため、承認申請書等に承諾があるか確認した上で行うものとし、承諾がない場合には、承認申請者に必要性を説明し、承諾を得るものとする。

おって、次に掲げる事項以外の事項についても、申請土地の状況に応じて追加して 資料提供を依頼することがあり得るので留意が必要である。

※①~⑳の項目については、文章量が多いため省略。詳細は、別記第6号様式を参照

# 3 関係機関に対する助言の依頼

法第7条の規定に基づき、関係機関に対して申請土地の審査に当たり、資料の提供、 説明、事実の調査の援助その他必要な協力を求める必要がある場合には、申請のあっ た承認申請書類の写しのほか、管轄法務局の帰属担当者が取得した申請土地の登記事 項証明書及び登記所備付地図等の写しを複写した書面を送付することとする。なお、 必要に応じ上記2により収集した資料についても同様に送付するものとする。

また、法第7条の規定に基づき、関係のある公私の団体その他の関係者に協力を求める場合には、関係機関に対する依頼に準じた対応をするものとする。

○「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律の施行に伴う相続土地国庫帰属手続に関する事務の取扱いについて」(令和5年2月8日付け民二第70号民事局長通達)

別記第6号様式(第9節の1関係)

日 記 第 号

関係機関の長 殿

○○(地方)法務局長

0000

相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する承認申請の審査に必要な資料の提供について(依頼)

下記1の土地について、相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属の申請書が当局に対して提出されました。

当該申請について、当局の審査のため、相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律(令和3年法律第25号)第7条の規定に基づき、申請土地に係る別紙記載事項について情報の提供を依頼しますので、回答及び関連資料の写しを提供していただきますようお願いいたします。

なお、回答及び関連資料の写しについては、下記2の期限までに当局の担当者宛てに 連絡いただきますようお願いいたします。

記

1 申請土地の表示等

申請土地の所在地番: ○○市○○町○○番承認申請年月日: 令和○年○月○日受付番号: 令和○年第○号

参考資料

- (1) 承認申請書の添付書類(土地の位置及び範囲を明らかにする図面、土地の形 状を明らかにする写真及び隣接する土地との境界点を明らかにする写真)
- (2) 申請土地の登記事項証明書及び登記所備付地図等の写しを複写したもの。
- (3) 承認申請書の写し(固定資産課税台帳の情報を取得することの承諾書)
- 2 回答期限 : 令和○年○月○日

- ※ 回答期限は、発出の日から2週間程度の日とする。
- ※ 余白に、担当者名等を記載すること。

項番	照会項目	回答
1)	固定資産課税台帳上の所在地番、地 目(課税)及び地積(課税)	<ul><li>□ 別添のとおり</li><li>□ 以下のとおり</li><li>・ 所在地番</li><li>・ 地目(課税)</li><li>・ 地積(課税)</li></ul>
2	「市街化区域」、「用途地域」、 「農用地区域」又は「土地改良法第 2条第2項に規定する土地改良事業 若しくはこれに準ずる事業が施行さ れる区域」内に存在する土地	<ul><li>□ 該当する</li><li>□ 該当しない</li></ul>
3	「農地台帳」に記載のある土地	<ul><li>□ 記載がある</li><li>□ 記載はない</li></ul>
4	③の土地における「農地台帳」に記載のある土地の使用収益権の設定状況	<ul><li>□ 設定がある</li><li>□ 設定はない</li></ul>
(5)	地域森林計画の対象となっている土 地	<ul><li>□ 対象である</li><li>□ 対象ではない</li></ul>
6	森林経営計画の認定の有無	<ul><li>□ 認定されている</li><li>□ 認定されていない</li></ul>
7	森林経営管理法第2条第4項に規定 する経営管理権が設定されている土 地	<ul><li>□ 設定されている</li><li>□ 設定されていない</li></ul>
8	入会林野等に係る権利関係の近代化 の助長に関する法律第2条第1項に 規定する入会権が設定されている土 地	<ul><li>□ 設定されている</li><li>□ 設定されていない</li></ul>
9	林地台帳及び林地台帳地図	□ 存在する □ 存在しない ※ 存在する場合は、申請土地及び申請土地に隣接している土地の写しの提供をお願いします。
10	森林簿及び森林計画図	□ 存在する □ 存在しない ※ 存在する場合は、申請土地及び申請土地に隣接している土地の写しの提供をお願いします。

項番	照会項目	回答
_	土壌汚染対策法第6条の「要措置区域」及び同法第11条の「形質変更時要届出区域」に存在する土地	□ 該当する
		<ul><li>□ 該当しない</li><li>※ 存在する場合は、関連資料の写しの提供を</li></ul>
		お願いします。
12	「墓地」として都道府県知事(市又 は特別区にあっては、市長又は区 長)の許可を受けた区域に存在する	□ 許可区域である □ 許可区域ではない
	土地	L III JEW Clara
13	「境内地」に該当する土地	□ 該当する
		□ 該当しない
<u>(14)</u>	「ため池」に該当する土地としてた め池台帳に記載がある土地	<ul><li>□ 該当する</li><li>□ 該当しない</li><li>□ 資料が存在しない</li></ul>
(1)	治山事業(森林法第41条第3項に 規定する保安施設事業及び地すべり 等防止法第51条第1項第2号に規 定する地すべり地域又はぼた山に関 して同法第3条又は第4条の規定の よって指定された地すべり防止区域 又はぼた山崩壊防止区域における同 法第2条第4項に規定する地すべり 防止工事又は同法第41条のぼた山 崩壊防止工事に関する事業をい う。)の計画がある土地	<ul><li>□ 該当する</li><li>□ 該当しない</li></ul>
16	森林病害虫等防除法第7条の5に基づき高度公益機能森林又は被害拡大	□ 指定されている
	防止森林に指定されている土地	□ 指定されていない
17)	森林病害虫等防除法第7条の10に 基づき地区実施計画の対象となって	┃ □ 対象となっている
	いる土地	□ 対象となっていない
18	条例等に基づき、金銭の支払債務 (土地改良法第36条第1項の規定 に基づき賦課徴収される金銭等の支 払義務)が発生することが確実な土 地	<ul><li>□ 該当する</li><li>□ 該当しない</li></ul>
19	条例等に基づき、金銭の支払債務 (下水道事業受益者負担金等)が発 生しており、所有権の移転によって 当該債務が承継することとなる土地	<ul><li>□ 該当する</li><li>□ 該当しない</li></ul>
20	®・⑩以外に金銭の支払いを求められる可能性がある土地(別荘地管理組合等から管理費等の支払を求められる場合など。)	<ul><li>□ 該当する</li><li>□ 該当しない</li><li>□ 資料が存在しない</li></ul>

<sup>※</sup> 送付する関係機関に応じて、照会項目を適宜削除等して差し支えない。

## ③隣接地所有者からの異議

- ○「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律の施行に伴う相続土地国庫帰属手続に関する事務の取扱いについて」(令和5年2月8日付け民二第70号民事局長通達) (第10節第3抜粋)
- ⑨ 境界が明らかでない土地その他の所有権の存否、帰属又は範囲について争いがある土地 (法第2条第3項第5号)

【書面調査】

- (1) (略)
- (2) 所有権の範囲について争いがある土地 所有権の範囲については、以下の2点を確認する必要がある。

ア (略)

- イ 承認申請者が認識している申請土地の境界について、隣接地所有者が認識している境界 と相違がなく、争いがないこと
- (a) 管轄法務局から隣接地所有者に対し、申請土地と申請土地に隣接する土地(以下「隣接土地」という)との境界及び境界紛争の有無を確認するため、承認申請があった旨を記載した通知書に規則第3条第4号から第6号までの書類の写し及び管轄法務局負担の返信用封筒を添付して、隣接土地の表題部所有者又は所有権の登記名義人に送付するものとする(規則第13条第1項)。
- (b) (a)の通知書は、<別添第9号様式>によって作成するものとし、表題部所有者又は所有権の登記名義人の登記記録上の住所地に宛てて送付するものとする(規則第13条第2項)。
- (c) 隣接土地の該当性は、登記所備付地図等において申請土地に隣接しているかによって確認するものとし、申請土地と境界点で接している全ての土地について通知をするものとする。 なお、申請土地について、関係機関から林地台帳地図又は森林計画図の写しの提供がある場合には、当該図面も参考にするものとする。
- (d) 隣接土地が共有地である場合は、共有者全員の登記記録上の住所地に宛てて通知書を送付するものとする。
- (e) 通知書の回答期限は、作成の日から2週間とする。

返信期限までに返信がない場合は、再度通知書を送付するものとし、回答期限は再度の作成の日から2週間とする。

ただし、通知を受ける者が外国に住所を有する場合には、これらの回答期限は4週間とする。

なお、再度の通知に対して正当な理由がなく回答がなかった場合には、異議のないものと して取り扱い、実地調査を行うこととして差し支えない。

- (f) 通知に対して「異議はない」旨の回答があった場合には、承認申請者と当該隣接地所有者 との間に境界の認識に相違はないものと判断するものとする。
- (g) 通知に対して「異議がある」旨の回答があった場合には、承認申請者に結果を伝えるとともに、隣接地所有者から異議が提出されている状態では、隣接地所有者との間に境界の争いが存在することになるため、法第2条第3項第5号に該当し承認申請は却下となることを説明し、隣接地所有者との調整や申請の取下げの検討を促すものとする。

この場合の隣接地所有者との調整期限は、2か月を目安とし、調整が整った場合には、該当する規則第3条第4号から第6号までの書面を補正させた上で、関係する隣接地所有者に対して再通知を行うものとする。

なお、「異議がある」との回答に具体的な理由が記載されていない場合には、具体的な理由を明らかにするよう再通知することとし、それでもなお理由を示さない場合には、承認申請者と当該隣接地所有者との間に境界の認識に相違はないものと判断するものとする。

(h) 隣接地所有者に通知が届かなかった場合(宛所不明で返戻された場合)は、実地調査において隣接地の状況を確認し、隣接地所有者や近隣住民等に認識を確認するなどの調査を実施することとなる。

通知書が返戻された場合は、その旨を審査結果報告書に記載し、当該通知書は承認申請書類つづり込み帳につづり込むものとする。

日 記 第 号 令和〇年〇〇月〇〇日

○○ ○○ 様

○○(地方)法務局長

「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する申請」の提出における境界の確認について(通知)

○○様の所有する土地に隣接する土地について、下記のとおり、相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する申請が提出されましたので、相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律施行規則(令和5年法務省令第1号)第13条の規定に基づき通知します。

つきましては、申請書の添付書類に記載された下記の土地と申請があった土地との 境界の認識に相違がないかを確認したいので、別紙に境界に関する認識をご記入いた だき、同封の返信用封筒で返送いただきますようお願いします(期限内に回答がない 場合や、具体的な理由がない場合には、異議がないものとして標記申請の処理手続を 進めることになります。)。

不明な点がございましたら、法務局の担当者宛てにご連絡いただきますようお願いいたします。

記

○○様の土地の所在地番 :○○県○○市○○町○○番

申請土地の所在地番 : ○○県○○市○○町○○番

承認申請年月日 : 令和○年○月○日受付番号 : 令和○年第○号

送付資料

承認申請書の添付書類(土地の位置及び範囲を明らかにする図面、土地の形状を明らかにする写真及び隣接する土地との境界点を明らかにする写真)

回答期限 : 令和○年○月○日

別紙

# 回答書

所有する土地の所在地番 :○○県○○市○○町○○番

申請土地の所在地番 : ○○県○○市○○町○○番

受付番号:令和○年第○号

法務局からの照会番号 :令和○年○月○日日記第○号

# ※ 太枠の部分に回答を記載してください。

- 1 回答者住所
- 2 回答者氏名
- 3 回答者連絡先
- 4 土地所有者と異なる方が回答される場合には、その関係を記載してください。

5 確認依頼があった上記の土地との境界について

# □ 異議はない □ 以下の理由により異議がある

6 異議がある場合には、その理由を簡潔に記入してください。また、あなたが考える境界を添付した図面などがありましたら(手書きでも可)、その資料も同封してください。

注 本照会は、申請に係る土地の所有権を国庫に帰属するに当たり、その土地の範囲を確認するために必要となる調査であり、あなたの土地の筆界や登記記録上の地積、所有権に変動を及ぼすものではありません。

※ 同封の返信用封筒を用いて回答を送付してください。

]